

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成26年7月29日（平成26年（行個）諮問第76号）

答申日：平成29年3月8日（平成28年度（行個）答申第189号）

事件名：本人宛ての近畿運輸局長回答に係る文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる請求1ないし請求7の文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書138に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、一部開示し、別表の1欄に掲げる文書①ないし文書②に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報2」という。）につき、別表の2欄に掲げる理由により不開示とした各決定については、本件対象保有個人情報1を特定したことは妥当であり、また、本件対象保有個人情報2のうち、審査請求人が開示すべきとする文書④ないし文書⑩、文書⑭、文書⑮及び文書⑰ないし文書⑳に記録された情報を不開示としたことは妥当であり、文書㉑に記録された情報を不開示としたことは結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、近畿運輸局長（以下「処分庁」という。）が行った平成21年8月5日付け近運総広第55号による一部開示決定（以下「処分1」という。）及び同日付け近運総広第55-2号による不開示決定（以下「処分2」といい、処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）開示請求をした理由、経過、結果などについて

平成20年7月16日付け審査請求人から近畿運輸局長あて照会文書に対する局長名回答文書を、平成20年8月19日に近畿運輸局の職員が持参あり、お詫びがあった。そして、この局長回答文書には、「不適な対応があったことについてのお詫び等」が記載されていた。

しかしながら、局長名回答文書を見ると「・・・ことある毎に電話等で要請している・・・」や「・・・平成18年7月特定鉄道会社から施行方法の説明時に・・・」などは、事実と相違した内容でありました。平成20年7月11日付け近運総広第39号の鉄道部技術課開示文書に付記され

た、「この手の文書は（審査請求人が近畿運輸局長に親展で特定鉄道会社に対して指導をお願いしたい送付した29回分の文書）、以前から静観しています。・・・（当初は個々に対応していましたが・・・不服審査請求・・・その諮問委員会の結果待ちとなっています。）」は、ことある毎に電話等で要請との局長名回答文書と相違あることなどについて、この文書に押印した技術課長に見解を求めましたが、明確で誠意ある回答はいただけず、誤魔化しの内容でした。

（中略）

- (2) 本件原処分では、監理課分として、「監理の12」（文書113）で3枚、「監理の14」（文書117）で2枚開示されています。平成26年（行個）諮問第128号の原処分で開示された文書「開示請求者あて「補正に係る文書の特定及びご説明」（総務課）案」では6の（す）は9枚、（て）は32枚の文書が存在することになっているが、本件開示決定では、（す）に当たる文書113は3枚、（て）に当たる文書117は2枚に減少している。また、6の（せ）は7枚、（ち）は56枚と文書が存在することになっているが、本件開示決定では、（せ）に当たる文書106は4枚、（ち）に当たる文書109は2枚に減少している。情報隠蔽と考えられます。

（中略）

- (3) 処分1・処分2の開示項目及び不開示項目について（見直しをして、更正を求める理由など）

処分庁自ら発した公文書の記載内容の「補正回答」を無視して、当初の開示請求書に記載された請求文書名を請求文書名（処分1の開示決定通知書に記載されている）として開示決定がなされました。

よって、本件開示決定処分は違法です。不当です。再度見直し更正するよう求めます。

なお、不開示とした項目及び理由では、補正回答等文書特定に係る開示請求人の近畿運輸局長あて申入れなどが前述のように再度見直し更正を求めているため、不開示内容等の変更を求めます。

ただ、文書④ないし文書⑪、文書⑭及び文書⑮は、持参資料などです。法2条2項、12条1項、14条2項、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）2条3項を理由としていますが、補正回答で述べているとおりです。異議があり、回答を求めています。結論は得ていません。

文書2、文書3は施行令とか省令です。これらは開示されています。開示請求人に対する回答文書の起案に添付されたからと思います。同様に、不開示になった文書は、全て近畿運輸局の職員がお詫びに局長名回答文を持参し、説明の中で渡されたものです。これらが無ければ、局長

の回答に対して説明したお詫びの話が成立しません。

例えば、「平成20年10月14日の本省情報公開室の手数料等納付の実施の考え方について」は、文書38（総務課長の面談対応記録）に「「納付」に係る本省説明文書を渡して説明」と明記しています。つまり、運輸局が説明した私にかかる明確な関係書類です。正規に渡されたものであることを明確にしたいこともあり、開示を求めています。

また、開示しない文書名については、持参提示され資料を、提示だけで持ち替えていません。そのうち開示請求者の個人情報が含まれない書類は、不開示としていますが、受けているものまで何故不開示にするのですか。なお、持参された資料は相違しています。

このことは、平成20年7月11日付け近運総広第39号の開示決定内容がおかしいため更正を求めましたが（審査請求をしないということで）、行政サービスとして提供したと主張（文書46（面談記録）に「技術課長から、この前に行政サービスとして全てお渡ししているので・・・」と明記されている）され、さらに更正を求めましたが、更正が無い場合今回開示請求文書として求めていたものです。すべて開示を求めます。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、近畿運輸局長に対して、「平成20年8月11日付け近運総広第47号・近運鉄技第135号近畿運輸局長回答（以下「近畿運輸局長名回答文書」という。）に係る起案・根拠資料など等の一切の文書」など、本件請求保有個人情報の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、本件対象保有個人情報1について、これを特定の上、法14条2号、3号及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする開示決定（処分1）を行うとともに、本件対象保有個人情報2について、これを保有していない、又は法12条1項若しくは法14条2号の規定により不開示とする決定（処分2）を行った。
- (3) これに対し、本件審査請求は、本件請求保有個人情報のすべての開示を求めて、国土交通大臣に対してなされたものである。

#### 2 本件請求保有個人情報について

本件請求保有個人情報は、次の7点である。

##### (1) 請求1について

請求1（別紙の1（1）に掲げる保有個人情報をいう。以下同じ。）に記載のある近畿運輸局長名回答文書とは、近畿運輸局が管轄する特定会社が保有する特定施設の補修工事に関する指導状況及び情報公開法に関する審査請求人から近畿運輸局長への照会に対する回答文書である。

請求1の開示請求は、審査請求人に対する近畿運輸局長名回答文書の内容に関する根拠となる資料などを求めるものである。

(2) 請求2について

請求2（別紙の1（2）に掲げる保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示請求は、近畿運輸局の担当職員が近畿運輸局長名回答文書の内容に関して、審査請求人に面会のうえ説明を行った際の説明資料及び担当職員が審査請求人に面会するために旅行した際の出張命令等の書類を求めるものである。

(3) 請求3について

請求3（別紙1の（3）に掲げる保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示請求は、近畿運輸局長名回答文書に明記されている「過去において職員が審査請求人に暴言及び不適切な対応を行った」とする内容について、その事実確認のできる文書及び当該職員の処分がなされたであろうと審査請求人が考えるところの処分に係る文書を求めるものである。

(4) 請求4について

請求4（別紙の1（4）に掲げる保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示請求は、近畿運輸局長名回答文書の内容などに関して、審査請求人に面会の上説明を行った近畿運輸局鉄道部及び総務部の担当職員が人事異動により交替した際に作成された引継ぎ関係書類を求めるものである。

(5) 請求5について

請求5（別紙の1（5）に掲げる保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示請求は、近畿運輸局長が審査請求人に発出した行政文書開示決定通知書（平成21年2月13日付け近運総広第122号。本件審査請求に係る保有個人情報開示請求書に別添1及び別添2として添付されている。）及び行政文書の開示の実施方法等通知書（平成21年3月13日付け近運総広第136号。本件審査請求に係る保有個人情報開示請求書に別添3として添付されている。）に係る起案文書等を求めるものである。

なお、近運総広第122号とは、近畿運輸局長が行った行政文書開示決定処分を審査請求人が不服として提起した審査請求に対する国土交通大臣の裁決（平成21年国鉄総第358号）を受けた近畿運輸局長が、審査請求人に対して行った追加の開示決定処分である。また、近運総広第136号とは、国土交通大臣の裁決（平成21年国広情第292号）を受けた近畿運輸局長が、審査請求人に対して行った開示の実施方法等通知である。

(6) 請求6について

請求6（別紙の1（6）に掲げる保有個人情報をいう。以下同じ。）

の開示請求は、審査請求人が過去に近畿運輸局長から受けた開示請求に係る処分を不服として国土交通大臣に提起した審査請求に係る国土交通大臣から情報公開・個人情報保護審査会への諮問（平成20年（行情）諮問第68号，同70号，同71号，同76号，平成21年（行情）諮問第46号）に際して提出された理由説明書及び補充理由説明書に記載された内容に関して、審査庁と近畿運輸局の間において、内容の照会やそれに対する回答といったやり取りがなされた際の関連資料や、近畿運輸局から審査庁へ提供された情報などを求めるものである。

（7）請求7について

請求7（別紙の1（7）に掲げる保有個人情報をいう。以下同じ。）の開示請求は、審査請求人が過去において近畿運輸局長から受けた開示請求に係る処分を不服として国土交通大臣に提起した審査請求に係る、国土交通大臣から情報公開・個人情報保護審査会への諮問（平成20年（行情）諮問第76号）に際して提出された補充理由説明書の記載内容にある「開示実施手数料の還付等」に係る書類を求めるものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人の主張は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）近運総広第55号（処分1）の開示項目及び同第55-2号（処分2）不開示項目のすべての項目について、当初開示請求した項目のみを開示請求として処分しているが、審査請求人が別に請求した本件開示請求に係る文書特定や開示決定期限の延長に関する文書の開示請求に対して近畿運輸局長が行った開示決定（平成21年9月9日付け近運総広第68号。以下「関連処分」という。）における開示文書（以下「関連開示文書」という。）のうち、2009年6月1日付け総広第32号で受け付けた近畿運輸局長あて開示請求人の書類「総務課長の説明文及び保有個人情報の文書特定について」、同月11日付け総広第36号で受け付けた近畿運輸局長あて開示請求人の書類「保有個人情報の文書特定について」、同年7月1日付け総広第48号で受け付けた近畿運輸局長あて開示請求人の書類「保有個人情報の文書特定問題について」及び同月29日付け総広第74号で受け付けた近畿運輸局長あて開示請求人の書類「保有個人情報の文書特定問題について（申し入れ）」を見れば、（審査請求人が）近畿運輸局長にあてて文書特定に係る申し入れなどを行っていることが明確である。それぞれに正式に受け付され、情報公開に関することの専決権者である総務部長の押印を受けているが、無視されている。

（2）なお、関連開示文書（8）は、法19条2項の規定に基づく近畿運輸局長が平成20年7月11日付け近運総広第39号により発した開示決

定期限延長の通知文書である。この延長の理由に「補正回答における更なる文書の特定に時間を要するため」と明記されている。

この補正回答は、近畿運輸局長が開示請求人に対して法13条3項の規定に基づき発した補正通知（関連開示文書（5）及び（6））に対して、開示請求人が提出した平成21年7月1日付け総広第48号受付「保有個人情報の文書特定問題について」である。開示請求人は、当該文書において、補正通知には、情報公開事務規定集（平成18年3月国土交通省大臣官房広報課情報公開室）に沿っていない旨など指摘し、同規定集に沿って文書の特定をお願いしますと申し出している。また、不  
存在文書を特定し、教示下さいなどと明記している。

- (3) この補正回答に明記している「更なる文書の特定」については、回答や教示も無く、文書特定もなく、原処分の請求文書名に記載もされていない。原処分は違法であり、不当である。再度見直し、更正するよう求める。

また、開示請求人は、不開示とした項目及び理由について、補正回答等文書特定に係る近畿運輸局長あて申し入れなどにおいて前述のように再度見直し更正するよう求めているため、処分2の内容の変更を求める。

ただ、文書④～⑯は、（近畿運輸局に職員が審査請求人を訪問した際に）持参した資料などである。法2条2項及び3項、12条1項並びに14条2号を理由としているが、補正回答で述べているとおり異議があり、回答を求めているが、結論は得ていない。

- (4) 文書2及び文書3は施行令や省令である。これらは開示されている。開示請求人に対する回答文書の起案に添付されたからと思う。これ以外の不開示になった法令の規定を記載した文書は、すべて、近畿運輸局の職員がお詫びに近畿運輸局長名回答文書を持参し、説明の中で渡され、渡したものである。これらが無ければ、局長の回答に対する説明した、お詫びしたの話が成立しない。

- (5) 例えば、「手数料等納付の実施の考え方について」（平成20年10月14日国土交通省大臣官房広報課情報公開室）は、文書38の「（特定個人）氏との面談対応記録（20.12.19）」（総務課長の面談対応記録）に「「納付」に係る本省説明文書を渡して説明」と明記している。つまり、近畿運輸局が説明した審査請求人に係る明確な関係書類である。正規に渡されたものであることを明確にしたいこともあり開示を求める。

- (6) また、文書⑩については、「平成20年11月11日に近畿運輸局の職員が訪問した際の持参提示資料」を、提示だけで持ち帰っていない。そのうち「開示請求者の個人情報が含まれていない書類」については、処分2（近運総広第55-2号）により不開示としているが、審査請求

人に提示したもので何故不開示にするのか。なお、持参提示された資料は相違している。

このことは、平成20年7月11日付近運総広第39号の内容がおかしいため更正を求めたが、行政サービスとして提供したと主張され、さらに更正を求めたが、更正が無いため今回開示請求文書として求めていたものである。すべて開示を求める。

#### 4 本件対象保有個人情報2の不開示決定（処分2）について

本件対象保有個人情報2の不開示理由は、以下のとおりである。なお、文書④から文書⑪まで、文書⑭及び文書⑮は、請求2のうち、近畿運輸局担当職員が審査請求人に面会した際に持参したとされる「持参提示資料」に該当する文書である。また、文書⑫及び文書⑬は、請求2のうち、持参提示資料を作成した段階における起案文書や協議文書を求めるものである。

- (1) 文書①は、請求1のⅠのうちの「特定工事に関して特定会社の担当者から24回面談して説明を得ているすべての対応記録などに該当する文書」である。これに対して処分庁は、近畿運輸局における要望等の処理を記録することとされている要望等処理簿（文書4から文書7まで）以外に該当する情報を記載した文書は作成しておらず、保有していないため不存在であるとして不開示とした。
- (2) 文書②は、請求1のⅢのうちの「特定会社が管理する特定施設の耐震性能に関する特定研究機関が行ったコンピュータ解析の結果について、近畿運輸局が特定会社より説明を受けた際の内容等を記録した文書」である。これに対して処分庁は、特定会社からコンピュータ解析の結果について説明を受けた内容などの記録、書類の一切に該当する文書は取得、作成しておらず、保有していないため不存在であるとして不開示とした。
- (3) 文書③は、請求1のⅢのうちの「近畿運輸局が特定会社よりコンピュータ解析の結果が記録された資料を受取しなかった理由が分かる文書」である。これに対し処分庁は、受取しなかった理由の分かる記録書類に該当する文書は作成しておらず、保有していないため不存在であるとして不開示とした。
- (4) 文書④は、請求2のうちの近畿運輸局の職員が「審査請求人に面会の上説明を行った際の持参提示資料のうち、審査請求人が近畿運輸局に対し、情報公開法に基づく開示請求手数料又は開示実施手数料を収入印紙により納付することとされている根拠を示した『印紙をもってする歳入金納付に関する法律』が記された文書」である。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、法2条3項の保有個人情報に該当しないとして、不開示とした。
- (5) 文書⑤は、請求2のうちの近畿運輸局の職員が審査請求人に面会の上説明を行った際の持参提示資料のうち、「詳解情報公開法」（総務省行

政管理局編・財務省印刷局発行)の一部を複写したものである。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、法2条3項の保有個人情報に該当しないとして、不開示とした。

- (6) 文書⑥は、請求2のうちの近畿運輸局の職員が審査請求人に面会の上説明を行った際の持参提示資料のうち、国土交通省大臣官房広報課情報公開室が作成した「手数料等の納付の方法の考え方について(平成20年10月14日)」と題する、情報公開法に基づく開示請求手数料や開示実施手数料を収入印紙により納付する根拠等について説明した文書である。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、開示請求者本人を特定する個人情報が含まれておらず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

- (7) 文書⑦は、請求2のうちの近畿運輸局の職員が審査請求人に面会の上説明を行った際の持参提示資料のうち、近畿運輸局が作成した「開示請求文書特定の手順」と題する、行政文書開示請求の事務処理についてまとめた文書である。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、開示請求者本人を特定する個人情報が含まれておらず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

- (8) 文書⑧は、請求2のうちの近畿運輸局の職員が審査請求人に面会の上説明を行った際の持参提示資料のうち、近畿運輸局が作成した「送付に要する費用処理表」と題する、行政文書開示請求に係る開示文書の送付に要する費用を記録などのための文書である。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、開示請求者本人を特定する個人情報が含まれておらず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

- (9) 文書⑨は、請求2のうちの近畿運輸局の職員が審査請求人に面会の上説明を行った際の持参提示資料のうち、近畿運輸局公印取扱規則(平成13年1月6日近運達甲第4号)であり、近畿運輸局長が近畿運輸局における公印の取扱いに関して近畿運輸局の職員に対して発した通達文書である。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、開示請求者本人を特定する個人情報が含まれておらず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

- (10) 文書⑩は、請求2のうちの近畿運輸局の職員が審査請求人に面会の上説明を行った際の持参提示資料のうち、近畿運輸局において平成18年度に納付を受けた情報公開法に基づく開示請求手数料及び開示実施手数料の実績額を記した資料である。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、開示請求者本人を特定する個人情報が含まれておらず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

- (11) 文書⑪は、請求2のうちの平成20年11月11日に近畿運輸局の職員が審査請求人に面会した際の持参提示資料である近畿運輸局鉄道部技術課で平成16年度から平成19年度に作成した要望等処理簿に関する書類のうち、文書63として開示したものを除いた、開示請求者の個人情報が含まれていない書類である。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、法14条2号の規定による開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため不開示とした。なお、近畿運輸局鉄道部技術課で平成16年度から平成19年度に作成した要望等処理簿に関する書類123件のうち、請求者の個人情報が含まれない102件を文書⑪として不開示とした。

- (12) 文書⑫は、請求2のうち、文書⑦（開示請求文書特定の手順）及び文書⑧（送付に要する費用処理表）が作成された段階における起案関係文書である。

処分庁は、文書⑦（開示請求文書特定の手順）及び文書⑧（送付に要する費用処理表）は、情報公開担当職員が口頭により上司の承諾を得て作成しており、その際、起案はなされていないため、起案関係文書は作成しておらず、保有していないことから文書不存在であるとして不開示とした。

- (13) 文書⑬は、請求2のうちの手数料等の納付の実施の考え方についての国への協議及び国からの回答関係の一切の文書である、国土交通省大臣官房広報課情報公開室が「手数料等の納付の方法の考え方について」（文書⑥）と題する文書の作成段階において近畿運輸局と協議を行った文書である。

処分庁は、「手数料等の納付の方法の考え方について」（文書⑥）について国土交通省大臣官房広報課情報公開室と電話で相談はあったものの、協議のようなものは行われず、協議に関する書類は取得し、又は作成しておらず、保有していないことから、文書不存在であるとして不開示とした。

- (14) 文書⑭は、請求2のうちの近畿運輸局の職員が審査請求人に面会の上説明を行った際の持参提示資料のうち、「出張計画書及び復命書の様式等変更について」と題する、近畿運輸局の通達文書である。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、開示請求者本人を特定する個人情報が含まれておらず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

(15) 文書⑮は、請求2のうちの近畿運輸局の職員が審査請求人に面会の上説明を行った際の持参提示資料のうち、「出張に係る復命について」と題する、旧近畿地方建設局の通達文書である。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、開示請求者本人を特定する個人情報が含まれておらず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

(16) 文書⑯は、請求3のうち、審査請求人が処分したものと考えている、審査請求人に対して暴言を吐いたとされる近畿運輸局職員の懲戒処分等に関係する文書である。これに対して処分庁は、該当者及びその監督者等に対して懲戒処分等を行っていないため、該当する文書は作成しておらず、保有していないため不存在であるとして不開示とした。

(17) 文書⑰から文書⑳までの文書は、請求4の引継ぎ関係書類のうちの審査請求人の特定施設等に関する要望等に対応した近畿運輸局職員及びその上司の異動に伴って作成された引継書のうち、平成20年度及び平成21年度の鉄道部技術課長のもの（文書96及び文書97）以外のものである。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、開示請求者本人を特定する個人情報が含まれておらず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

(18) 文書は、請求5のうち「平成20年度開示請求手数料及び開示実施手数料実績」である。これは、近畿運輸局において平成20年度に納付を受けた情報公開法に基づく開示請求手数料及び開示実施手数料の実績額を示す資料である。

処分庁は、該当する文書を特定した上で、開示請求者本人を特定する個人情報が含まれておらず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示とした。

(19) 文書には、請求6のうち、審査請求人が提起した、近畿運輸局が行った法又は情報公開法に基づく開示決定に係る不服申立てに関して、内閣府情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書に添付して提出した理由説明書又は諮問後に提出した補充理由説明書を作成する際に、審査庁が処分庁に対して行ったと思われる照会に対し、処分庁が審査庁への情報提供等に際して作成したと思われる起案文書である。

処分庁は、平成19年度及び平成20年度に審査庁から処分庁へ電話又は電子メールによって問い合わせがあったと思われ、迅速に対応するために起案等はなされず電子メールによって情報を提供していたものの、電子メールの送受信記録は既に削除されており、保有していないため不存在であるとして不開示とした。

## 5 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件諮問にあたり、諮問庁において原処分の妥当性について検討した結果は次のとおりである。

(1) 不存在であるとして不開示としたものの存否について

作成しておらず保有していないため不存在であるとして不開示としたものは、文書①、文書②、文書③、文書⑫、文書⑬、文書⑯及び文書である。

ア 文書①については、特定会社から所管官庁である処分庁への特定施設の工事に関する報告、説明等は反復継続して行われていたものであること、その記録は要望等処理簿に記載されていることに照らせば、処分庁においてその他に記録を記載した文書は作成されておらず不存在とする説明は不合理とは言えない。

イ 文書②及び文書③について、特定施設の耐震性能を評価した特定の研究機関が行ったコンピュータ解析に関する特定会社から処分庁への説明は、特定会社が持参した資料に基づいて実施されたものの、処分庁において特段の記録は残さなかったとしている。そもそも、苦情の対象となった特定施設の工事は、国の許認可を得ることを必要とされるものではないことから、特定会社に対して近畿運輸局からは、工事に関する近隣住民等への説明や安全性への配慮などについて指導を行ったものの、耐震性能に関するコンピュータ解析の説明内容に関する記録を残す必要性はないと判断されたことから作成されなかったため不存在とする処分庁の説明に、不自然、不合理な点は認められない。

ウ 文書⑫については、情報公開事務担当者が組織内部において情報公開事務手続を迅速かつ的確に実施するために有効な任意の文書を作成することに関する特段の規定は存在しないことから、任意の文書を作成するにあたって上司に口頭了解を得たものの起案手続はしていないため起案に係る文書は存在しないとする説明が、不合理とは言えない。

エ 文書⑬については、「手数料の納付方法の考え方について」（文書6）が国の事務手数料等に収入印紙を用いることとされた考え方を整理したものであることから、文書6を国土交通省大臣官房広報課情報公開室の担当官が作成した際に、処分庁との間において文書による協議を実施するような個別具体的な内容は見当たらず、よって国への協議及び国からの回答関係の文書は作成されていないとする処分庁の説明に不自然、不合理な点はない。

オ 文書⑯については、処分庁に事実関係を確認させたところ、暴言を吐いたとされる職員及びその監督者等に対する懲戒処分等を行っていないと説明しており、よって、当該職員の処分に係る文書は作成されていないとする処分庁の説明に不自然、不合理な点はない。

カ 文書 については、審査請求人が本件開示請求において挙げた不服

申立てに限らず、一般的に、不服申立てに係る法又は情報公開法に基づく開示決定等に関する審査庁からの情報提供の依頼や確認、それに対する処分庁からの情報提供や回答は、審査庁と処分庁との間において、電話や電子メールによって行われている。よって、処分庁からの情報提供にあたって文書の起案はされておらず、不存在とする処分庁の説明が不合理とは言えない。また、該当する電子メールの送受信は、平成19年から平成20年8月頃になされたものと考えられ、開示請求のあった時点では9か月以上が経過していることから既に削除されているとする処分庁の説明についても不自然、不合理とは言えない。

念のため、処分庁に対し、文書の探索を指示したが、審査請求人の主張するような文書の存在は確認できなかった。

(2) 法12条1項の自己を本人とする保有個人情報の該当性について

法12条1項の自己を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としたものは、文書⑥から文書⑩まで、文書⑭、文書⑮、文書⑰からまでである。

ア 文書⑥について

審査請求人は、近畿運輸局総務課長が審査請求人と面会した際の対応記録である文書38「審査請求人（氏）との面談対応記録（20.12.19）」「（開示実施手数料等の）納付に係る本省説明文書（文書⑥）を渡して説明」と明記されており、つまり、文書⑥は、近畿運輸局が説明した私に係る明確な関係書類であるから開示を求めていると主張する。

審査庁において、処分庁が不開示とした文書⑥の記載内容を確認したところ、法に基づく開示請求手数料や開示実施手数料の納付方法として収入印紙を用いることについての考え方等が記載された文書であって、審査請求人に係る個人情報は一切含まれていない。よって、処分庁が法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないため不開示としたことは妥当と言える。

イ 文書⑩について

審査請求人は、文書⑩（持参提示資料）は、処分庁の担当職員が審査請求人と面会した際に、審査請求人が（提供を）受けているものであり、それまで何故不開示にするのかと主張する。

審査庁は処分庁より、文書⑩の内容等が分かる資料として、近畿運輸局鉄道部技術課において平成16年5月16日から平成20年5月12日までの間に受領した123件の要望事項等の件名が記載された一覧表の提示を受けて確認したところ、そのうち文書63（平成20年11月11日に持参提示資料で鉄道部技術課において平成16年度から19年度に作成した要望等処理簿に関する書類のうち

開示請求者の記載があるもの)に該当するとして開示した21件の要望事項等を除く残りの102件の要望事項等が、法14条2号に該当するとして不開示とした事項であった。これら102件の要望事項等の件名等を注意深く確認したところ、それらは開示請求者以外の者から提出された文書であると考えられ、審査請求人からの要望事項等に該当するものは確認できなかった。念のため、処分庁に対し、これら102件の要望事項等の中に審査請求人に係る情報が含まれていないか確認するよう指示したところ、審査請求人に関する情報は一切含まれていないとの回答を得た。

ウ 文書⑦から⑩まで、文書⑭、文書⑮、文書⑰から文書 までについて

これらの文書について、処分庁より提示を受けてその内容を確認したところ、審査請求人を本人とする保有個人情報には存在しないことから、処分庁が不開示としたことは妥当と考える。

(3) 法2条3項の保有個人情報の該当性について

法2条3項の保有個人情報に該当しないとして不開示としたものは、文書4(印紙をもってする歳入金納付に関する法律)及び文書5(詳解情報公開法)である。文書4は法令の規定を記した文書であり、文書5は詳解情報公開法の一部を複製した物であって、審査請求人に係る個人情報は記載されていない。また、文書1の付属文書として開示することとした文書2及び文書3とは異なり、他の本件開示文書の付属文書又は添付文書ではなかった。よって、法2条3項の保有個人情報に該当しないとして不開示としたことは妥当であると考えられる。

(4) 審査請求人が処分庁より提示を受けた情報であるから本件開示請求において不開示とすることはおかしいと主張する点について(文書⑥及び文書⑪)

審査請求人自身が既に文書⑥及び文書⑪に係る情報を保有しているから、本件開示請求においても開示されるべきと主張する点について検討すると、これらの文書を審査請求人が保有している理由は、近畿運輸局の担当者が審査請求人からの特定会社に対する指導に関することや情報公開法の解釈などについての照会や要望に対して、直接面会の上説明を行った際などに提示したものであると処分庁は説明している。

この点、法における個人情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合体とされ、開示の場面において、どこまでが開示請求者に関する保有個人情報となるのかは、行政文書に散在的に記録されている個人情報の内容と、事務の性質等から総合的に判断されるべきとされている。

本件の場合、審査請求人が文書⑪に係る情報を所有するに至る前記の

経緯を踏まえたとしても、法14条に規定する不開示情報に該当する情報までも開示することにはなり得ないと考える。また、特定の個人を識別可能とする情報が含まれない文書⑥が、特定個人に対し行政サービスにより提供されたことをもって、特定個人の属性情報とはなり得ないと考える。

(5) 処分庁における文書⑥から文書⑪までの保管形態について

さらに、処分庁における文書⑥から文書⑪までの保管状況について説明を求めたところ、審査請求人に関する一連の文書としてファイルの上保存しているものではないとしており、よって、保有個人情報として一体的資料とは成り得る状況にはないと考える。

6 以上のことから、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当せず、又は法14条2号の規定による開示請求者以外に関する情報であるとして処分庁が不開示としたことや、文書については不存在であるとした決定については、妥当であると判断した。

7 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、処分庁における文書の特定の方法について種々主張するが、処分庁は開示請求者に対し、法13条3項の規定に基づき、保有個人情報を特定するに足る必要な情報を提供した上で、補正を求めていることから、処分庁の対応に不備な点があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、上記判断を左右するものではない。

8 結論

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、別紙の2に列記した138件の本件対象保有個人情報1を開示するとともに、別表の1欄に列記した本件対象保有個人情報2について不開示とした原処分は妥当であると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成26年7月29日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 平成28年11月1日 | 審議                |
| ④ | 同月17日      | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑤ | 平成29年2月20日 | 審議                |
| ⑥ | 同年3月6日     | 審議                |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる請求1ないし請求7に係る保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、別

紙の2に掲げる文書1ないし文書138に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報1）を特定し、その一部を法14条2号、3号及び7号柱書きに該当するとして不開示とする処分1を行うとともに、別表の1欄に掲げる文書①ないし文書⑩に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報2）につき、別表の2欄に掲げる理由により不開示とする処分2を行った。

これに対し、審査請求書内容及び諮問庁の理由説明書を踏まえると、審査請求人は、処分1で一部開示した本件対象保有個人情報1の特定の妥当性を争うとともに、処分2で不開示とした本件対象保有個人情報2のうち、文書④ないし文書⑪、文書⑭、文書⑯、文書⑰ないし文書⑳に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件不開示部分」という。）の開示を求めているものと解されるので、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報1の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示処分の妥当性について検討する。

## 2 本件対象保有個人情報1の特定の妥当性

- (1) 審査請求人は、処分1で請求6に該当するものとして開示した文書113及び文書117の枚数と別件の開示請求に対して処分庁が平成21年9月9日付け近運総広第68号（関連処分）により開示した「開示請求者あて補正に係る文書の特定及びご説明（総務課）案」に記載されている「6の（す）」及び「6の（て）」の枚数とが異なっていることから、本件対象保有個人情報1の特定に誤りがあり、隠蔽しているものがある旨主張している。
- (2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して本件対象保有個人情報1を特定した経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
  - ア 本件開示請求において、処分庁が保有する全てのものを開示しており、請求6に関しても開示した文書以外に該当する文書は存在しない。審査請求人が開示枚数の相違を主張する文書113及び文書117と、「開示請求者あて補正に係る文書の特定及びご説明（総務課）案」に記載されている「6の（す）」及び「6の（て）」は別の文書であるから、両者の枚数に違いが生じることは当然であり、審査請求人の主張は当たらない。
  - イ 念のため、近畿運輸局に対し、執務室、書庫及び倉庫について文書の探索を指示したが、文書1ないし文書138以外の文書の存在は確認できなかった。
- (3) 当審査会事務局職員をして、文書113及び文書117と「開示請求者あて補正に係る文書の特定及びご説明（総務課）案」に記載されている「6の（す）」及び「6の（て）」を確認させたところ、上記（2）ア

の諮問庁の説明のとおり、それぞれ別の文書であることが認められ、両者の枚数に違いが生じるのは当然であるとした諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められない。また、本件対象保有個人情報1の外に本件請求保有個人情報の対象として特定すべき保有個人情報が存在することをうかがわせる特段の事情は認められない。

したがって、本件請求保有個人情報に該当する情報として本件対象保有個人情報1を特定したことは妥当である。

### 3 本件不開示部分の不開示処分の妥当性

- (1) 審査請求人は、本件対象保有個人情報2のうち、文書④ないし文書⑩、文書⑭、文書⑮、文書⑰ないし文書⑳に記録された保有個人情報（本件不開示部分）の開示を求めているものと解されるところ、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対して本件不開示部分を不開示とした理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

#### ア 文書④及び文書⑤について

文書④及び文書⑤は、請求2に該当する文書として特定したものであるところ、文書④は法令の規定そのもののコピーであり、文書⑤は詳解情報公開法という市販本の一部を複製したものである。

また、処分1において特定した文書1の付属文書として開示することとした文書2及び文書3とは異なり、文書④及び文書⑤は、特定された他の文書の付属文書又は添付文書という性格のものではなかった。

したがって、文書④及び文書⑤は行政文書ではないから、これらに記録された情報は法2条3項に規定する保有個人情報に該当しないとして不開示としたことは妥当であると考えられる。

#### イ 文書⑥について

文書⑥は、請求2に該当する文書として特定したものであるところ、原処分では、審査請求人の個人情報が含まれず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした。

審査請求人は、文書⑥は近畿運輸局が同人宅で説明した際の明確な関係書類であるから全て開示を求める旨主張している。

しかしながら、文書⑥は、近畿運輸局担当者が審査請求人宅での説明時に持参し、参考提示した文書の一部ではあるものの、その内容は、法に基づく開示請求手数料や開示実施手数料の納付方法等の制度一般の説明資料であり、特に本件の審査請求人への説明用として作成したものではなく、既存資料を参考提示したにすぎない。

また、文書⑥には審査請求人に係る個人情報は一切含まれておらず、同人に関する一連の文書としてファイリングされて管理されているものでもなく、さらに、特定された他の文書の付属文書又は添付文

書という性格のものでもなかった。

したがって、文書⑥は法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないので、不開示としたことは妥当であると考ええる。

ウ 文書⑦ないし文書⑩、文書⑭及び文書⑮について

文書⑦ないし文書⑩、文書⑭及び文書⑮については、請求2に該当する文書として特定したものであるところ、原処分では、審査請求人の個人情報が含まれず、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした。

文書⑦ないし文書⑩、文書⑭及び文書⑮は、上記イと同様に、近畿運輸局担当者が審査請求人宅での説明時に持参し、参考提示した文書の一部ではあるものの、その内容は、i) 行政文書の開示請求の事務処理についてまとめた資料、ii) 開示文書の送付に要する費用を記録するための各開示請求者の情報が記載されていない様式、iii) 同局職員における公印の取扱いに関する通達文書、iv) 平成18年度に同局に納付された開示請求手数料及び開示実施手数料の実績額をまとめた資料、v) 職員の出張計画書及び復命書の様式等変更に係る通達文書並びにvi) 旧近畿地方建設局発出の通達文書類であって、審査請求人と何らかの関わりがあって作成された文書ではなく、一般的な既存資料を参考提示したにすぎない。

また、文書⑦ないし文書⑩、文書⑭及び文書⑮には審査請求人に係る個人情報は一切含まれておらず、同人に関する一連の文書としてファイリングされて管理されているものでもなく、さらに、特定された他の文書の付属文書又は添付文書という性格のものでもなかった。

したがって、文書⑦ないし文書⑩、文書⑭及び文書⑮は、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないので、不開示としたことは妥当であると考ええる。

エ 文書⑪は、請求2に該当する文書として特定したものであり、上記イと同様に、近畿運輸局担当者が審査請求人宅での説明時に持参した文書の一部ではあるものの、その内容は、平成16年度ないし平成19年度に作成した123件の要望等処理簿のうち、不開示とされた第三者からの要望等に係る102件である。

123件の要望等処理簿のうち審査請求人からの要望に係る21件については、文書63として開示した。

しかしながら、残りの102件については第三者からの要望等に関するものであり、審査請求人に関する記述は一切認められず、また、近畿運輸局担当者の審査請求人宅での説明時に持参したものの参考

提示はしていないため、法14条2号に該当するとして不開示としたことは妥当であると考える。

オ 文書⑰ないし文書⑳について

文書⑰ないし文書⑳は、請求4に該当する文書として特定したものであり、審査請求人が問題としているのは特定鉄道の特定工事による振動・騒音の案件に関する要望等に対応した近畿運輸局職員及びその上司の人事異動に伴って作成された引継書であるが、そこに審査請求人の氏名や審査請求人が問題とする当該案件に関する記述は一切認められない。また、文書⑰ないし文書⑳は、審査請求人に関する一連の文書としてファイリングされて管理されているものでもなく、さらに、特定された他の文書の付属文書又は添付文書という性格のものでもない。したがって、文書⑰ないし文書⑳は、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないので、不開示としたことは妥当であると考える。

カ 文書 について

文書 は、請求5に該当する文書として特定したものであり、予算要求に係る各種手数料等概算見積額算定に用いるため、国土交通省本省に報告する「調査票」に該当する文書であって、近畿運輸局における平成20年度の情報公開制度の利用実績を踏まえた開示請求手数料及び開示実施手数料をまとめた表である。そこに審査請求人の氏名や審査請求人に関係する記述は一切認められず、他の文書の付属文書又は添付文書ではない。

したがって、文書 は、法12条1項に規定する自己を本人とする保有個人情報に該当しないので、不開示としたことは妥当であると考える。

(2) 以下、検討する。

ア 文書④及び文書⑤について

当審査会において文書④及び文書⑤の内容を確認したところ、上記(1)アの諮問庁の説明のとおり、審査請求人に係る情報は一切記載されておらず、情報公開法2条2項に規定する行政文書に記録された情報であるとは認められない。

したがって、文書④及び文書⑤に記録された情報について、法2条3項に規定する保有個人情報に該当しないとして不開示としたことは妥当である。

イ 文書⑥ないし文書⑩、文書⑭、文書⑮及び文書⑰ないし文書 について

当審査会において文書⑥ないし文書⑩、文書⑭、文書⑮及び文書⑰ないし文書 の内容を確認したところ、上記(1)イ、ウ、オ及びカ

の諮問庁の説明のとおり、審査請求人に係る情報は一切記載されていないことが認められ、文書（情報）の性格及び管理実態からみても、審査請求人に関係する情報であるとは認められない。

したがって、文書⑥ないし文書⑩、文書⑭、文書⑮及び文書⑰ないし文書 に記録された情報について、法 1 2 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としたことは妥当である。

#### ウ 文書⑪について

当審査会において文書⑪の内容を確認したところ、上記（１）エの諮問庁の説明のとおり、文書⑪は第三者からの要望等に関するものであり、審査請求人に係る情報は一切記載されていないことが認められ、文書（情報）の性格及び管理実態からみても、審査請求人に関係する情報であるとは認められない。

したがって、文書⑪に記録された情報については、法 1 2 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報であるとは認められず、法 1 4 条 2 号により不開示としたことは結論において妥当である。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約 5 年が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

#### 6 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報 1 を特定し、その一部を不開示とし、本件対象保有個人情報 2 につき、i) これを保有していない、ii) 法 2 条 3 項に規定する保有個人情報に該当しない、iii) 法 1 2 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、及び iv) 法 1 4 条 2 号に該当するとして不開示とした各決定については、近畿運輸局において、本件対象保有個人情報 1 の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報 1 を特定したことは妥当であり、また、本件対象保有個人情報 2 につき審査請求人が開示すべきとする本件不開示部分のうち、文書④及び文書⑤に記録された情報は法 2 条 3 項に規定する保有個人情報に該当しないものと認められ、文書⑥ないし文書

⑩，文書⑭，文書⑮及び文書⑰ないし文書 に記録された情報は法 1 2 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないものと認められるので，それぞれを不開示としたことは妥当であり，文書⑪に記録された情報は同項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないものと認められるので，法 1 4 条 2 号に該当するとして不開示としたことは結論において妥当であると判断した。

(第 5 部会)

委員 南野 聡，委員 椿 慎美，委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求保有個人情報

平成20年8月11日付け近運総広第47号・近運総広第135号近畿運輸局長回答に係る起案・根拠資料など一切の文書（下記事項は必ず）

#### (1) 請求1

- I 特定会社に対して、運輸局に呼んで面談したとか電話にて提示した等、24回した旨説明を文書で得ている。このすべての対応記録など。及び職員に対しての聴取記録。
- II 「（近畿運輸局長が）特定会社に対して、連合自治会長へ説明を行うよう電話で要請しています。」と近畿運輸局長の回答に明記されているがこの根拠の文書・書類一式。
- III コンピュータ解析で、「特定の研究機関に詳細検討を依頼したものです」・「補強工事を実施しております。」と明記し回答しているが、特定会社の対応を近畿運輸局長が代弁している（何時特定会社から確認など根拠資料など得たか不明の説明）。代弁できるだけの根拠資料があっただけこのような回答文書にならない。よって、関係根拠書類の一切。なお、「解析資料は・・・施行方法の説明時に提示されました・・・受理していない」と照会の趣旨である「不安があるから結果についての近畿運輸局長としての見解を求めている」を無視しての回答である。「説明時に・・・」とあるが、その日時・場所・出席者・説明を受けた内容など等の記録などの書類一切。
- IV 何故受理しなかったのかの理由の分かる記録書類等一切。  
「・・・電話等で特定施設の補修工事を早期に実施するよう要請しています・・・」と回答しているが、要請ごとの記録書類・「等」の具体的な要請事例の書類(日時方法等など・・・)。及び「・・・落下防止網を設置するよう、ことある毎に電話等で要請しています。」と電話以外にも要請していると回答している。また、「ことある毎に」と回答している。つまり、要請した記録など一切の書類。近畿運輸局長に29回も特定会社に対して指導を要請し続けて来た結果として近畿運輸局長の回答であるので関係書類はあるはずである。

#### (2) 請求2

平成20年8月19日以降6回、前記1の回答先に旅行した者の命令簿・持参提示資料（決裁を受けているなら決裁に係る一切）・受領資料・復命(報告)書の一切の書類。

#### (3) 請求3

「・・・職員の暴言及び不適切な対応があったことについて改めて深謝いたします。」と前記1の回答に明記され近畿運輸局長がお詫びした回答文であるが、暴言及び不適切な対応の具体的な事実及び確認した日時など一

切の文書。又、市民に対しての暴言等を認め詫びているのであるから、当然にして処分したものと考える。該当者に対しての懲戒処分等に係る一切の文書。監督者などに対しての処分等の一切の文書。

処分などが無い、関係書類が無いとは考えられない。何故なら、私に対して暴言があったと明確に認め深謝しているから。処分していないなら、ウソの回答である。近畿運輸局長はウソつきの局長を認めたことになる。

(4) 請求4 (引継ぎ関係書類)

- I 鉄道部 平成19年以降の鉄道部長の引継ぎ関係書類 (異動関係が分かりませんので異動があった場合はすべて)
- II 鉄道部 平成20年・21年の技術課長の引継ぎ関係書類の一切
- III 総務部 平成21年の総務部長
- IV 総務部 平成20年・21年の総務部次長
- V 総務部 平成20年・21年の総務部総務課長

(5) 請求5

平成21年2月13日付近運総広第122号・平成21年2月13日付近運総広第122号 (平成21年3月25日に持参あり) ・平成21年3月13日付近運総広第136号 (平成21年3月25日に持参あり) に係る起案等一切の書類など (審査庁からの通知・指示等を含む・根拠資料及び情報公開事務規定集に定められた様式でない用いた根拠・開示実施手数料不要及び送付に要する費用不要の根拠・手数料について平成19年度分の報告がされているがこの件がどのように報告しているか分かるもの)

[補足]

主務課から、情報公開窓口の総務課に回付する文書 (主務課の起案を含む)

開示請求書添付書類別添1～3に係る公印押印簿

平成20年度行政文書の開示実施方法等申出書受理簿

平成20年度開示請求手数料及び開示実施手数料実績

(6) 請求6

情報公開・個人情報保護審査会に国土交通大臣から諮問に当たって、別添 (添付略) の平成20年 (行情) 諮問第68号補充理由説明書・平成20年 (行情) 諮問第76号補充理由説明書・平成21年 (行個) 諮問第46号理由説明書・平成20年 (行情) 諮問第70号補充理由説明書・平成20年 (行情) 諮問第71号補充説明書の添付がされている。この説明書に近畿運輸局 (処分庁) の保有する私の個人情報等のことが触れられている。この個人情報は、審査庁には保有されていないのであるが、近畿運輸局から情報提供した以外に考えられない、よって、審査庁からの照会関係及び処分庁から提供にあたっての起案、探索の日時・探索者名・探索箇所など探索状況の文書・書類等一切 (審査庁への情報提供関係書類すべて)。

(7) 請求7

請求5の別添(添付略)平成20年(行情)諮問第76号補充説明書に係る開示実施手数料の還付などに係る、時効の起算日が確認できる関係書類。及び開示実施手数料の還付をしたとありますが、この還付に係る一切の書類又開示請求手数料の還付に係る一切の書類

2 本件対象保有個人情報1が記録された文書

文書1 平成20年8月8日付け起案 特定会社に対する指導等並びに情報公開法の運用について(回答)

文書2 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(13条関係)

文書3 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第13条4項の送付に要する費用の納付方法を定める省令

文書4 平成16年1月8日受付 要望等処理簿

文書5 平成16年6月30日受付 要望等処理簿

文書6 平成16年7月23日受付 要望等処理簿

文書7 平成16年8月2日受付 要望等処理簿

文書8 平成20年3月28日受付 特定会社に対する指導状況及び「行政機関の保有する情報公開に関する法律」の運用に係ることなどについて(照会)

文書9 平成20年5月12日受付 特定会社に対する指導状況及び「行政機関の保有する情報公開に関する法律」の運用に係ることなどについて(照会)

文書10 鉄道部調整官の旅行命令簿

文書11 鉄道部調整官の復命書(20.12.19)

文書12 鉄道部調整官の復命書(21.1.30)

文書13 鉄道部調整官の復命書(21.3.25)

文書14 鉄道部技術課長の旅行命令簿

文書15 鉄道部技術課長の復命書(20.8.19)

文書16 鉄道部技術課長の復命書(20.9.19)

文書17 鉄道部技術課長の復命書(20.11.11)

文書18 鉄道部技術課長の復命書(20.12.19)

文書19 鉄道部技術課長の復命書(21.1.30)

文書20 鉄道部技術課長の復命書(21.3.25)

文書21 総務部次長の旅行命令簿

文書22 総務部次長の復命書(20.8.19)

文書23 総務部次長の復命書(20.9.19)

文書24 総務部次長の復命書(20.11.11)

- 文書 2 5 総務部次長の復命書 (20. 12. 19)
- 文書 2 6 総務部次長の復命書 (21. 1. 30)
- 文書 2 7 総務部次長の復命書 (21. 3. 25)
- 文書 2 8 総務課長の旅行命令簿
- 文書 2 9 総務課長の復命書 (20. 8. 19)
- 文書 3 0 総務課長の復命書 (20. 9. 19)
- 文書 3 1 総務課長の復命書 (20. 11. 11)
- 文書 3 2 総務課長の復命書 (20. 12. 19)
- 文書 3 3 総務課長の復命書 (21. 1. 30)
- 文書 3 4 総務課長の復命書 (21. 3. 25)
- 文書 3 5 審査請求人との面談対応記録 (20. 8. 19)
- 文書 3 6 審査請求人との面談対応記録 (20. 9. 19)
- 文書 3 7 審査請求人との面談対応記録 (20. 11. 11)
- 文書 3 8 審査請求人との面談対応記録 (20. 12. 19)
- 文書 3 9 審査請求人との面談状況 (21. 1. 30)
- 文書 4 0 審査請求人との面談状況 (21. 3. 25)
- 文書 4 1 審査請求人への面談による説明結果について (20. 8. 19)
- 文書 4 2 審査請求人への面談による説明結果について (20. 9. 19)
- 文書 4 3 審査請求人への面談による説明結果について (20. 11. 11)
- 文書 4 4 審査請求人への面談による説明結果について (20. 12. 19)
- 文書 4 5 審査請求人への面談による説明結果について (21. 1. 30)
- 文書 4 6 審査請求人への面談による説明結果について (21. 3. 25)
- 文書 4 7 平成20年8月8日付け起案 特定会社に対する指導等並びに情報公開法の運用について(回答) (総務1と重複します)
- 文書 4 8 平成20年9月9日付け起案 情報公開について説明文書の発出について(御質問に対するご説明)
- 文書 4 9 平成21年1月20日付け起案 情報公開についての説明文書の発出について(平成18年11月2日, 6日, 7日文書及び19年6月1日付けの文書のご説明)
- 文書 5 0 平成20年11月5日付け起案 保有個人情報行政文書の開示をしない旨の決定の更正について(平成20年7月11日付け近運総広第39-2号の更正)

- 文書51 情報公開請求の手数料収入印紙消印等の手順（総務25と重複します）
- 文書52 平成21年2月9日付け起案 行政文書の開示決定について（裁決による開示）（国鉄総第358号「裁決書」を含む）
- 文書53 平成21年3月10日付け起案 行政文書の開示の実施方法等の通知について（裁決による通知）（国広情第292号「裁決書」を含む）
- 文書54 特定会社に対して対応状況（20.12.19）
- 文書55 特定会社に対して対応状況（21.3.25）
- 文書56 平成20年9月12日付け起案 ご質問に対するご説明
- 文書57 平成20年12月17日付け起案 ご質問に対するご説明
- 文書58 平成21年1月29日付け起案 ご質問に対するご説明
- 文書59 平成21年3月18日付け起案 ご質問に対するご説明
- 文書60 審査請求人への面談による説明結果について（平成20年11月11日 技術課分，技術9と重複します。）
- 文書61 2008（20年）年12月19日（火）10時（局長回答分）【受領資料】
- 文書62 理由書の一部（4ページ目）【受領資料】
- 文書63 平成20年11月11日に持参提示資料で鉄道部技術課において平成16年度から19年度に作成した要望等処理簿に関する書類のうち開示請求者の記載があるもの  
（\*要望等処理簿に関する123件の書類うち21件が対象）
- 文書64 平成18年11月2日付け 「開示実施文書の送付に係る費用について」関係条文の抜粋（写）【受領資料】
- 文書65 平成18年11月6日付け 近運総広第53号（平成18年10月19日付）の行政文書開示決定通知書に係る開示文書の送付について【受領資料】
- 文書66 平成18年11月7日付け 開示実施文書の送付に係る費用等【受領資料】
- 文書67 平成19年5月30日付け起案 情報公開法に伴う開示文書の取り扱い等について（案）【受領資料】
- 文書68 行政文書開示決定通知書（平成18年10月19日付け近運総広第53号）【受領資料】
- 文書69 2006年10月23日付け 近畿運輸局の特定会社に対する指導に係ること等について（照会）【受領資料】
- 文書70 平成18年10月30日付け起案 近畿運輸局の特定会社に対する指導に係ること等についての照会について（回答）【受領資料】

- 文書71 2006年11月22日付け 近畿運輸局の特定会社に対する指導に係ること等及び開示書類送付に係る費用の納付について【受領資料】
- 文書72 平成19年1月4日付け 行政文書の開示の実施方法等申出書【受領資料】
- 文書73 写しの送付に要する費用の納付について【受領資料】
- 文書74 平成21年2月4日付け起案 鉄道部技術課長から総務部総務課長あて事務連絡「行政文書の開示決定について」（裁決による開示）
- 文書75 平成18年度 行政文書の開示の実施方法等申出書受理簿
- 文書76 平成18年6月21日受付 特定会社に対する特定施設に対する指導状況等に係ることについて（照会）
- 文書77 平成18年8月4日受付 特定会社に対する特定施設に対する指導状況等に係ることについて（照会）
- 文書78 平成18年8月21日受付 特定会社に対する特定施設に対する指導状況等に係ることについて（照会）
- 文書79 平成18年9月20日受付 特定会社に対する特定施設に対する指導状況等に係ることについて（照会）
- 文書80 平成19年2月27日受付 特定会社に対する特定施設に対する指導状況等に係ることについて（照会）
- 文書81 2007年9月27日付け 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）
- 文書82 2007年11月29日付け 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）
- 文書83 2008年1月30日付け 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）
- 文書84 2008年3月27日付け 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）
- 文書85 2008年5月9日付け 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）
- 文書86 2008年6月10日付け 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）

- 文書 87 2008年7月16日付け 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）（総務1の起案に添付）
- 文書 88 平成18年10月24日受付 近畿運輸局の特定会社に対する指導に係ることについて（照会）
- 文書 89 審査請求人 電話聞き取り概要（平成18年11月7日）
- 文書 90 平成19年9月28日受付 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）
- 文書 91 平成19年11月30日受付 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）
- 文書 92 平成20年2月1日受付 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）
- 文書 93 平成20年3月28日受付 特定会社に対する指導状況及び「行政機関の保有する情報公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）（技術5と重複します）
- 文書 94 平成20年5月12日受付 特定会社に対する指導状況及び「行政機関の保有する情報公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）（技術6と重複します）
- 文書 95 平成20年6月11日受付 特定会社に対する指導状況及び「行政機関に保有する情報の公開に関する法律」の運用に係ることなどについて（照会）
- 文書 96 鉄道部技術課長 平成20年の引継書
- 文書 97 鉄道部技術課長 平成21年の引継書
- 文書 98 平成21年2月9日付け起案 行政文書の開示決定について（裁決による開示）（国鉄総第358号「裁決書」を含む）（総務29と重複します）
- 文書 99 平成21年3月10日付け起案 行政文書開示決定について（裁決による通知）（国広情第292号「裁決書」を含む）（総務30と重複します）
- 文書 100 情報公開事務規定集（平成18年3月 国土交通省大臣官房広報課情報公開室）151・152・155各頁
- 文書 101 情報公開事務規定集（平成18年3月 国土交通省大臣官房広報課情報公開室）242・243・280・282各頁
- 文書 102 平成21年2月4日付け起案 鉄道部技術課長から総務部総務課長あて事務連絡「行政文書の開示決定について」（裁決による

開示) (技術23と重複します)

- 文書103 平成21年2月13日付近運総広第122号, 平成21年3月13日付近運総広第136号に係る押印記録簿
- 文書104 平成20年度 行政文書の開示の実施方法等申出書受理簿
- 文書105 平成18年10月6日付け起案 行政文書の不開示決定について(平成18年10月10日付け近運総広第45号)
- 文書106 平成19年8月3日付け起案 行政文書の開示決定について(平成19年8月13日付け近運総広第58号)
- 文書107 平成19年10月29日付け起案 行政文書の開示及び不開示決定について(平成19年10月29日付け近運総広第96, 96-2号)
- 文書108 平成20年6月3日付け起案 保有個人情報行政文書の開示をする旨の決定について(平成20年6月5日付け近運総広第27号)
- 文書109 平成18年12月15日付け起案 行政文書の開示決定について(平成18年12月25日付け近運総広第84号)
- 文書110 平成19年8月3日付け起案 行政文書の開示決定について(平成19年8月13日付け近運総広第61号)
- 文書111 平成18年12月15日付け起案 行政文書の開示決定について(平成18年12月25日付け近運総広第85号)
- 文書112 平成19年8月3日付け起案 行政文書の開示決定について(平成19年8月13日付け近運総広第62号)
- 文書113 平成18年11月25日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成18年10月10日付近運総広第45号で審査請求人に対しての行政文書不開示決定)
- 文書114 平成19年10月4日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成19年8月31日付近運総広第58号で審査請求人に対しての行政文書開示決定)
- 文書115 平成19年11月30日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成19年10月29日付近運総広第96-2号で審査請求人に対しての行政文書不開示決定)
- 文書116 平成20年6月19日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成20年6月5日付近運総広第27号に係る処分)
- 文書117 平成19年2月26日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成18年12月25日付近運総広第84号で審査請求人に対しての行政文書開示決定)
- 文書118 平成19年10月4日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成19年8月31日付近運総広第61号で審査請求人に対しての行

政文書開示決定)

- 文書119 平成19年2月26日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成18年12月25日付近運総広第85号で審査請求人に対しての行政文書開示決定)
- 文書120 平成19年10月4日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成19年8月31日付近運総広第62号で審査請求人に対しての行政文書開示決定)
- 文書121 平成18年11月25日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成18年10月10日付近運総広第45号で審査請求人に対しての行政文書不開示決定)
- 文書122 平成19年10月4日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成19年8月31日付近運総広第58号で審査請求人に対しての行政文書開示決定)
- 文書123 平成19年2月26日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成18年12月25日付近運総広第85号で審査請求人に対しての行政文書開示決定)
- 文書124 平成19年2月26日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成18年12月25日付近運総広第84号で審査請求人に対しての行政文書開示決定)
- 文書125 平成19年10月4日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成19年8月31日付近運総広第61号で審査請求人に対しての行政文書開示決定)
- 文書126 平成20年6月19日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成20年6月5日付近運総広第27号に係る処分)
- 文書127 平成19年11月30日付け 審査請求書(近畿運輸局長が平成19年10月29日付近運総広第96-2号で審査請求人に対しての行政文書不開示決定)
- 文書128 平成20年5月22日付け事務連絡 開示実施手数料の過納について
- 文書129 平成20年5月23日付け起案 開示請求手数料還付請求に係る予算(賠償償還及払戻金)の特別要求について
- 文書130 平成20年度配賦予算増額通知書(平成20年5月30日付国官会第383号)
- 文書131 発議年月日20.7.3 支出負担行為即支出決定決議書
- 文書132 平成20年5月20日付け起案 開示実施手数料の過納について
- 文書133 平成19年1月12日付け起案 情報公開法に基づき、平成18年12月25日付近運総広第84号、第85号、第86号の開

示行政文書の送付に係る費用について、審査請求人から納付のあった「普通為替証書」の換金並びに郵便切手購入について

文書134 2007年1月29日付 行政文書の開示実施方法等申出に係る事などについて（総務71に重複します）

文書135 平成19年3月29日付け起案 審査請求人から、平成19年2月23日付け行政文書請求（平成19年3月27日付け近運総広第141号で開示決定通知）下段余白に記載の照会の取扱いについて

文書136 平成19年3月2日付け起案 審査請求人からの平成19年2月5日付け近運総広第105号の開示決定通知書に係る「行政文書開示の実施方法等申出書」の取扱いについて

文書137 2007年7月12日付け 行政文書ファイル管理簿の送付などについて（お願い）（総務71に重複します）

文書138 平成19年7月30日付け起案 連絡文書の発出について（供覧）

別表（本件対象保有個人情報2における不開示の理由）

1 本件対象保有個人情報2が記録された文書	2 不開示理由
① （近畿運輸局が特定会社と）24回面談し説明を受けている全ての対応記録など該当する文書（要望等処理簿に記載したもの以外）	保有していない。
② （特定施設の耐震性能に関して特定会社より）コンピュータ解析で説明を受けた内容など等の記録，書類等の一切の該当する文書	保有していない。
③ （コンピュータ解析資料を）受理しなかったのかの理由の分かる記録書類一切。	保有していない。
④ 印紙をもってする歳入金納付に関する法律	保有個人情報に該当しない。
⑤ 詳解情報公開法	保有個人情報に該当しない。
⑥ 手数料等の納付の方法の考え方について（平成20年10月14日国土交通省大臣官房広報課情報公開室）	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
⑦ 開示請求文書特定の手順	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
⑧ （開示文書の）送付に要する費用処理表	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
⑨ 近畿運輸局公印取扱細目（平成13年1月6日近運達甲第4号）	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
⑩ 平成18年度開示請求手数料及び開示実施手数料実績	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
⑪ 平成20年11月11日に近畿運輸局の職員が訪問した際の持参提示資料（鉄道部技術課で平成16年度から平成19年度に作成した要望等処理簿に関する書類）のうち，請求者の個人情報が含まれていない書類（要望等処理簿に関する123件の書類うち102件が対象）	不開示情報に該当する。 （開示請求者以外の個人の情報）
⑫ 「情報公開請求の手数料収入印紙消印等の手順」，「開示請求文書特定の手順」及び「送付に要する費用処理表」に係る起案関係の一切文書	保有していない。
⑬ 「手数料等の納付の方法の考え方について	保有していない。

(平成20年10月14日国土交通省大臣官房広報課情報公開室)」の国への協議及び国からの回答関係の一切文書	
⑭ 出張計画書及び復命書の様式等変更について(平成10年3月18日近運人第116号)	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
⑮ 出張に係る復命について(昭和54年12月26日建近会第401号)	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
⑯ 市民に対しての暴言等を認め詫びているのであるから、当然にして処分したものと考える。該当者に対しての懲戒処分等に係る一切の文書。監督者などに対しての処分等の一切の文書。	保有していない。
⑰ 平成19年度及び平成20年度の鉄道部長の引継書	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
⑱ 平成21年度の総務部長の引継書	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
⑲ 平成20年度及び平成21年度の総務部次長の引継書	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
⑳ 平成20年度及び平成21年度の総務部総務課長の引継書	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
平成20年度開示請求手数料及び開示実施手数料実績	審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない。
審査庁からの照会関係及び処分庁から提供にあたっての起案、探索の日時・探索者の氏名・探索箇所など探索状況の文書・書類等一切のうち、開示・不開示決定の起案及び審査請求書以外の文書	保有していない。